

救急医療体制の成り立ちと メディカルコントロール

日本救急医学会
メディカルコントロール体制検討委員会

講義要旨

1. 救急診療と救急医療体制の概要
2. 救急業務の歴史
救急搬送から病院前医療体制へ
3. 救急病院の歴史
救急医療機関に関する制度と成立の背景
4. メディカルコントロールについて
医療関連行為の質を保証する仕組み

用語の定義

救急診療と救急医療体制

- 救急患者: 健康状態が急変し、何らかの医学的介入なくしては病勢の悪化を阻止できない状態にある者
- 救急診療: 救急患者を診察し、医学的な介入や施術をもって治療を行うこと
- 救急医療: この診療を支援する人的、財政的資源を含めた仕組み
- 救急医療体制: 救急医療のシステム化
- 救急医学: 救急診療および体制を研究し、実践する学術領域
- メディカルコントロール: 医師が医療関連行為を医療関係者に委ねる場合の質を保証する仕組み

救急診療の質を規定する因子

救急診療と救急医療体制

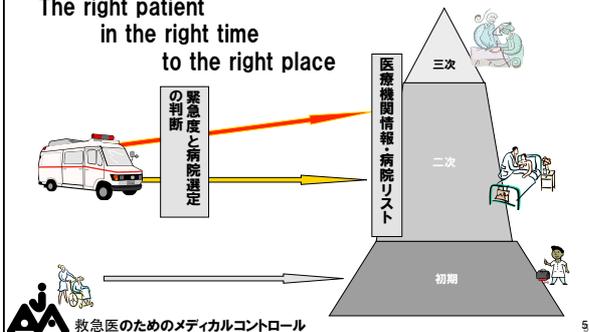
$$\text{救命率向上、良好な転帰} = \frac{\text{診療の質} \times \text{量}}{\text{時間}}$$



病態や緊急度に応じた病院選定

救急診療と救急医療体制

The right patient
in the right time
to the right place



地域を俯瞰した体制作り

救急診療と救急医療体制



救急業務の歴史

病院前診療について

■ ドクターカー

- 救命救急センターの要件からスタート
 - (救急医療対策事業実施要綱)
- 種類
 - 救急車型ドクターカー
 - 乗用車型ドクターカーまたはラビッド・レスポンス・カー
 - (平成20年の道路交通法施行令改正)

■ ドクターヘリ

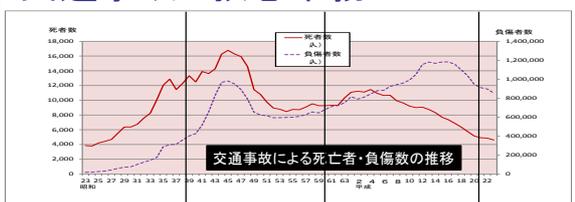
- 2007年「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が制定
- ドクターヘリ配備 (2015年8月)
 - 46機のドクターヘリ (38道府県)
 - 基地病院は34箇所



救急医のためのメディカルコントロール

救急病院の歴史

交通事故と救急業務



交通事故による死亡者・負傷者の推移

消防機関による救急業務の使命

屋外負傷者への対応

疾病の急増

高齢者の急増

救急出動件数及び搬送人員の推移

救急医のためのメディカルコントロール

救急病院の歴史

消防と医療

消防 (消防法、消防組織法)

- 昭和38年消防法改正
 - ⇒ 負傷者の搬送義務化
- 昭和61年消防法改正
 - ⇒ 疾病傷病者の搬送
- 平成21年消防法改正
 - ⇒ 適切な搬送

医療 (厚生労働省省令)

- 昭和39年「救急病院等を定める省令」
 - ⇒ 救急告示病院 (外科)
- 昭和62年「救急病院等を定める省令」改正
 - ⇒ 救急告示病院 (内科、小児科等追加)

救急医のためのメディカルコントロール

救急病院の歴史

救急医療対策事業

- (旧) 厚生省が昭和52年から開始。
- 救急医療機関を機能別に階層化。
- 今日の初期、二次、三次救急医療機関体制整備の始まり。
- ほぼ毎年「救急医療対策事業実施要綱」として、厚生労働省医政局から発出。

救急医療対策事業実施要綱の目次

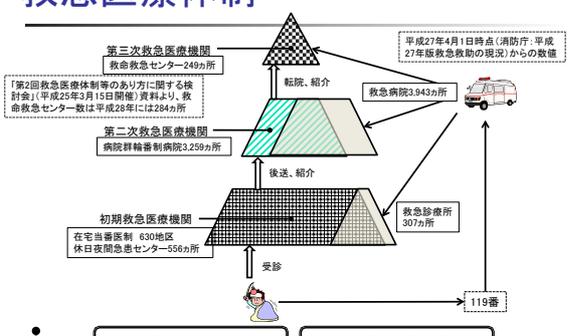
- 第1 初期救急医療体制
- 第2 入院を要する (第二次) 救急医療体制
- 第3 救急医療専門領域医師研修事業
- 第4 救命救急センター
- 第5 高度救命救急センター
- 第6 小児救命救急センター
- 第7 ドクターヘリ導入促進事業
- 第8 救急救急士病院実習受入促進事業
- 第9 小児集中治療室整備事業
- 第10 非医療従事者に対する自動体外式除細動器 (AED) 普及啓発事業
- 第11 救急医療情報センター
- 第12 救急・周産期医療情報システム機能強化事業
- 第13 救急患者退院コーディネータ事業
- 第14 中傷情報センター情報基盤整備事業
- 第15 救急医療体制強化事業

平成26年3月20日 厚生労働省医政局 一部改正医政発 0320 第8号

救急医のためのメディカルコントロール

救急病院の歴史

救急医療体制



救急医のためのメディカルコントロール

メディカルコントロール

メディカルコントロールの導入



平成12年: 病院前救護体制のあり方に関する検討会報告書 (旧厚生省)

「メディカルコントロール」とは、救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等に医行為の実施が委ねられる場合、医行為を医師が指示または指導・助言並びに検証してそれらの医行為の質を保障することを意味するものである。

救急医のためのメディカルコントロール

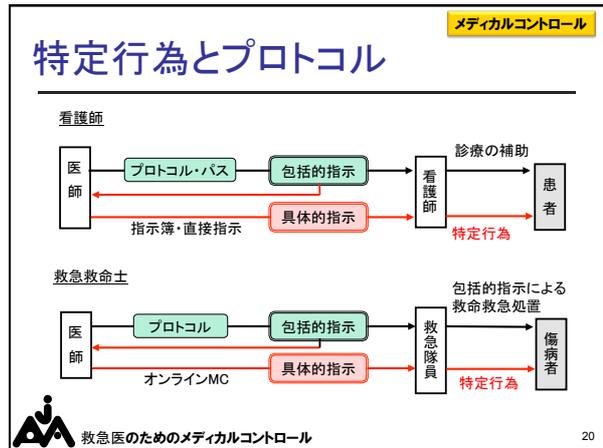
メディカルコントロール

医療関連行為とその実施者

	医療関連行為	実施	例
I	医師の医学的 判断 および 技術 を持ってしなければ人体に危険を及ぼすおそれのある行為	医師による実施	診断、薬の処方、手術
II	医師の医学的 判断 を持ってしなければ人体に危険を及ぼすおそれのある行為 診療の補助	医師が指示し、有資格者が実施	看護師による静脈注射、 救急救命士による静脈路の確保
III	傷病者もしくはじよく婦に対する養上の世話 傷病者に対する応急処置	有資格者による実施	看護師による介護 救急隊員による応急処置

質と安全を保障→**メディカルコントロール**

救急医のためのメディカルコントロール 19



- メディカルコントロール
- ## MCのコア業務
- ↓ プロトコル作成
 - ↓ プロトコルの研修・周知
 - ↓ <救急活動> ← 指示体制
 - ↓ 救急活動記録
 - ↓ 事後検証
 - ↓ フィードバック
 - ↓ 救急救命士等への再教育
 - ↓ プロトコルの修正、追加
 - ↓ 以上の作業、繰り返し
- PDCAサイクルを生かしたメディカルコントロール活動
- 救急医のためのメディカルコントロール 21

